

第9 粉末消火設備

I 外観検査

1 制御盤等

第7 不活性ガス消火設備 I. 1 ((6)を除く。)に準じたものであること。

2 起動装置

第7 不活性ガス消火設備 I. 2 ((3)を除く。)に準じたものであること。

3 貯蔵容器等

第8 ハロゲン化物消火設備 I. 3に準じたものであること。

4 配管

(1) 同時放射する噴射ヘッドの放射圧力が均一となるように設けられていること。

(2) その他

第7 不活性ガス消火設備 I. 4 ((5)なお書きを除く。)に準じたものであること。

5 電源等

第2 屋内消火栓設備 I. 6に準じたものであること。

6 選択弁

第7 不活性ガス消火設備 I. 6に準じたものであること。

7 起動用ガス容器 (加圧用ガス容器を含む。)

(1) ガス圧による回転機構を有するものにあつては、開閉が定位置になっていること

(2) その他不活性ガス消火設備に準じたものであること。

8 噴射ヘッド等

第7 不活性ガス消火設備 I. 10に準じたものであること。

9 防護区画等

第8 ハロゲン化物消火設備 I. 9に準じたものであること。

10 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備 II. 6に準じたものであること。

II 性能検査

〔I〕 固定式のもの

1 起動装置及び音響警報装置検査

次の検査を手動により行う。なお、自動起動装置が併設されている場合は、当該自動起動装置によっても行う。

(1) 方法

- ア 起動用ガス容器に設けている容器弁開放装置を取り外す。
- イ 手動の場合は起動装置の保護扉を開放して放出用スイッチ、引き栓等を操作する。
- ウ 自動の場合は、当該防護区画に設けられている感知器を規定の方法により作動させる。

(2) 合否の判定

- ア 手動の場合は、放出用スイッチ、引き栓等は音響警報装置の起動操作後でなければ操作できないものであること。
- イ 放出遅延装置（タイマーの作動時間（起動装置の操作から開放装置の作動までの時間）が20秒以上であり、かつ、設定時間と著しく相違しないこと。
この場合において、作動時間が設定値未満のものであってはならない。
- ウ 音響警報装置により、防護区画内に有効に報知できること。
なお、音声によるものにはその内容が明瞭に聞きとれるものであること。
- エ 警報は非常停止装置又は復旧スイッチ等を操作した場合を除き、少なくとも消火剤放出まで鳴動を継続するものであること。
なお、非常停止装置又は復旧スイッチ等が操作されていた場合であっても、自動起動用の感知器が作動した場合は、自動的に警報を発するものであること。
- オ 放出用スイッチ等を操作し、放出機構を作動させた後タイマー設定時間内に非常停止用スイッチを操作した場合、放出機構の作動が停止すること。

2 選択弁及び付属装置連動検査

(1) 方法

前1.(1)の方法に準じたものであること。

(2) 合否の判定

- ア 操作した防護区画を受け持つ選択弁が確実に作動すること。
- イ 開口部の自動閉鎖装置の作動、防護区画内の換気装置の停止が、加圧ガス容器開放装置の作動までに行われること。

3 圧力調整装置検査

(1) 方法

- ア 圧力調整器二次側直近に設けている圧力試験弁を閉にする。
- イ 加圧手動弁を開にする。

- (2) 合否の判定
圧力調整機能及び調整圧力が適正であること。

4 定圧作動装置検査（加圧式のもの）

- (1) 方法
貯蔵容器に圧力計を接続した後、試験用のガスで貯蔵容器を加圧し、定圧作動装置が作動すると同時に試験用ガスの放出を停止させる。
- (2) 合否の判定
- ア 定圧作動装置の作動圧力が適正であること。
この場合、貯蔵容器に接続した圧力計の指示圧力により測定する。
 - イ 定圧作動装置が作動するまでに要した時間が適正であること。

5 放出及び放出表示灯検査

- (1) 方法
- ア 前1～4までの検査後実施する。
 - イ 起動は手動、自動いずれにより行ってもよいが、自動による場合は感知器作動後の防護区画からの退避について十分考慮しておくこと。
 - ウ 消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクに窒素ガス又は空気を充てんし、当該設備の使用圧力に等しい圧力に調整して任意の防護区画に放出する。
ただし蓄圧式のものにあつては、試験用の窒素ガス又は空気をを用い当該設備の使用圧力に等しい圧力に調整して放出する。
 - エ 手動又は自動起動装置を所定の方法により作動させる。
- (2) 合否の判定
- ア ガスの放出が確実であること。
 - イ 各配管、バルブ類等からの漏れがないこと。
 - ウ 受持つ防護区画に応じた選択弁が確実に作動し、かつ、噴射ヘッドの変形、損傷等がないこと。
 - エ 消火剤が放出された旨の、防護区画の出入口等に設けられた灯火が点灯すること。
なお、この場合、当該灯火は手動による復旧操作をしなければ消灯しないものであること。
 - オ 音響装置、自動閉鎖装置及び換気停止装置等が確実に作動すること。
 - カ 局所放出方式の場合、防護対象物のすべての表面が、いずれかの噴射ヘッドの有効射程内に包含できること。

6 絶縁抵抗検査

第7 不活性ガス消火設備Ⅱ. [I]. 4に準じたものであること。

7 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 6に準じたものであること。

〔Ⅱ〕 移動式のもの

1 起動装置及び放出検査

前〔Ⅰ〕. 4によるほか次により実施する。ただし、認定品等で性能が確認されたもの
にあつては行わないことができる。

(1) 方法

任意の貯蔵容器の起動装置を操作する。

(2) 合否の判定

ノズル開閉弁の操作が円滑に行われ、ホース等からの漏れがなくノズルから異状なく
放射すること。

Ⅲ 総合検査

第7 不活性ガス消火設備Ⅲに準じたものであること。